

屋内施設（宿泊室・研修室等）における新型コロナウイルス対応ガイドライン

I 受付時の対応

施設管理者は利用者に対し、感染拡大防止のために遵守すべき事項を示し、協力を求める必要がある。

1 体調管理の報告

以下の事項に該当する場合は自主的に利用を見合わせることを。

- (1) 利用者全員が事前に検温、体調（感冒症状や味覚・嗅覚障害）等、当館発行のチェック表（別紙）に記載し、受付スタッフに提出すること。
- (2) 団体での利用も同様に全員の当館発行のチェック表に記載し、受付スタッフに提出すること。
- (3) 発熱や風邪の症状、感冒症状や味覚・嗅覚障害等がある方は、ご利用できない。
- (4) 施設利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに報告すること。

I-2 受付時の具体的対策

- (1) 受付窓口にはアルコール手指消毒液を設置し、十分量（2mL程度）をとり手指消毒すること。
- (2) 受付時に非接触体温計による検温を行い、37.5度以上であった場合や感冒症状があるかを確認し症状がある場合は利用ができない旨伝える。また、症状があることを隠して利用した場合は、他の方や施設に多大な迷惑がかかることを申し添える。
- (3) 受付時には、アクリル板や透明のビニールカーテン等で飛沫防止を考慮すること。
- (4) 受付の順番待ちで密集しないよう、足元に目印を設置すること。
- (5) 現金の授受の際は、トレイを介して行うこと。
- (6) 利用の際、密になるおそれがある場合は、利用時間の制限や入場制限による管理を考慮すること。

II 感染拡大予防対策の徹底

- (1) 当センターでの入館時、及び施設内では、マスクを着用すること。マスクを頻繁に着脱する行為及びマスクの放置が感染の契機になる可能性があるため、マスク着用の状態を維持すること。ただし、呼吸困難や熱中症、その他身体への影響が現に起こっている場合はこの限りではない。
- (2) 咳エチケットを徹底すること。
- (3) こまめに消毒や手洗いを必ず行うこと。多くの人が接触するドアノブやスイッチなどに触れた後や、特に鼻や目などの粘膜に触る前には必ず消毒や手洗いをすること。また、手をふくタオルの共用はしないこと。
- (4) 密閉空間にしないよう窓の開放、室内の換気を行うこと。
- (5) クライミング用品の取り扱いについて
 - ① 液体チョークの利用をお願いします。アルコールが含まれており、十分な検証はできないものの抗ウイルス効果が期待されます。
 - ② リードクライミングにおいて、ロープを共有する場合は、ロープは啜る行為を避けること。

IV 密集・密接の回避

- (1) 人との距離を可能であれば2m以上（最低1m）確保し、密集を避けること。
- (2) 大きな会話や発声を控え、密接した会話を避けること。障がい者の誘導や介助を行う場合は除く。

V 施設管理者が準備対応すべき事項

(1) 客室

- ① 一部屋の人員を定数の3/4までとし最大30名とし、収容人員の65%とすること。
- ② 一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請すること。
- ③ 客室以外の利用の際は、マスクを着用し密接を避けて下さい。

(2) 食堂

- ① 間隔を空け、対面での着席を回避すること。最大20名とすること。
※一度につき20名とし分割利用する。
- ② 時間差及び短時間での利用とすること。
- ③ 利用中は窓を開けての換気をする。
- ④ 自席で食事中以外（テーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請すること。
- ⑤ マスクを着用しない状態での会話は控える。
- ⑥ 利用後はテーブル・椅子等をアルコールもしくは0.05%次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

(3) 厨房

- ① 厨房は、別紙ガイドラインより行う。

(4) 洗面所

- ① 手洗い場所には石鹸を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等を掲示すること。
- ① 洗面所の利用を制限すること（4基のうち2基使用）。
- ② 一定時間ごとに窓を少し開けての換気をする。

(5) トイレ

- ① 和便器は飛沫拡散のため利用の休止を要請すること。
- ② 一定時間ごとに窓を開けての換気をする。
- ③ トイレの蓋を閉めて汚物を流すこと。

(6) シャワー室

I シャワーへの入退室

- ① 宿泊者のみの利用とすること。
- ② 密集・密接の回避のため、シャワー室への入室は2名までとし、脱衣室は1名利用とし、順番に行く。利用時間は概ね10～15分程度とする。
- ③ 利用中は換気をする。

(7) 研修室

- ① 利用者の上限を3/4までとし、最大30名とすること。
- ② 間隔を空け、対面での着席を回避すること。
- ① 利用中は窓を開けての換気をする。
- ② マスクを着用すること。
- ③ 机、椅子は利用者がアルコールもしくは0.05%次亜塩素酸ナトリウムで消毒して収納すること。
- ④ クライミングでの利用は、屋外クライミング利用に順守すること。

(8) バーベキューセットの貸し出し

- ① 利用者代表に対して利用者全員の体調に異常がないかを確認し、記録する。
- ② バーベキューの利用は、宿泊者のみとする。

- ③ 手洗い場所には、液体石鹸等を用意する。
- ④ 飲食の最中以外は（食事中の会話含む）、マスクの着用をお願いする。
- ⑤ 飛沫感染・接触感染を防止するために、対人距離（できるだけ2 mを目安に最低1 m）を確保し、密集を避けること。

VI 清掃等の作業

- (1) マスクを着用すること。
- (2) 使用後のリネン類は密閉袋に入れ、回収後に人が触れないように密閉保管すること。
- (3) リネンの保管場所を確保すること。
- (4) ゴミはビニール袋に入れて密閉すること。
- (5) 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

VI-1 消毒の作業

- (1) 定期消毒（午前午後各1回、宿泊時:夜間1回）の実施。実施後は、チェック表に記載。
- (2) トイレ、洗面所のドアノブ、レバー、床等。
- (3) 客室、食堂のテレビ・空調のリモコン、照明スイッチ、エアコン等。
- (4) 部屋の鍵、ロッカー取っ手、自動販売機のボタン・取り出し口、スリッパ等。

VII その他

- (1) 職員は、出勤時にマスクの着用と手指消毒を実施すること。
- (2) 職員は、体調管理に努める。発熱や体調不良が確認された場合は業務から外れること。
- (3) 職員は、執務室や利用施設の窓の開放、換気を行うこと。
- (4) 職員は、受付窓口や事務機器等のアルコール消毒を実施し感染予防に努めること。
- (5) 職員は、休憩室や更衣室・食事中にマスク無しでの会話をしないこと。

附 則

このガイドラインは、令和2年7月21日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和4年7月21日から施行する。